

障がい学生修学支援ガイドライン

障がい学生の修学支援を全学的に平等に普及させ、円滑な支援を図るため、大学の受け入れ姿勢、支援内容について定めるものとする。

1. 障がい学生に対する修学支援

視覚障がい学生、聴覚障がい学生、肢体不自由学生、病弱・虚弱学生、発達障がい学生を支援の対象とし、権利の主体が学生本人であることを踏まえ、学生本人の要望に基づき、具体的支援を行うものとする。

2. 支援内容別の担当課

<オープンキャンパスから入学手続きまで>

(1) オープンキャンパス／入試説明会<入試・広報センター>

- ・ 受験時の特別措置、入学後の支援内容などについて個別相談

(2) 入学試験<入試・広報センター>

- ・ 特別措置の円滑な実施

(3) 合格～入学手続き<教学センター、学生センター、施設課、インターナショナルセンター>

- ・ 学生生活、授業支援、施設などについての要望事項の確認及び調整

<入学後から卒業まで>

(1) オリエンテーション／履修ガイダンス<教学センター、学生センター・障がい学生修学支援室、施設課>

- ・ 説明資料の作成、手話通訳者の手配
- ・ 必要に応じ、補足説明会の開催

(2) 履修登録／授業／試験<教学センター、学生センター・障がい学生修学支援室>

- ・ ノートテイク、手話通訳者及び支援者等の手配
- ・ 教室内座席（本人、介助者）、控室の準備、途中退席等の許可
- ・ 教材、資料の作成補助、支援

(3) 学生生活支援<学生センター・障がい学生修学支援室、施設課>

- ・ 通学介助（主に入学当初）及び学内移動の介助、駐車許可
- ・ 学内施設の改善
- ・ カウンセリング

(4) 就職支援<キャリアセンター、学生センター・障がい学生修学支援室>

- ・ 障がい者採用の求人紹介、個別面談

3. ガイドラインの改廃

このガイドラインの改廃は、障がい学生修学支援連絡協議会で協議し、学部長会で決定する。

4. 所管

このガイドラインに関する事務所管は、学生部学生センターとする。

令和元年10月1日